

法学研究科

総合生存学館を志望する者は、第一次試験で法学研究科法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）の一般選抜入学試験（学科試験）を利用する受験のみ可能である。

ただし、総合生存学館の教員の研究指導を希望する者は受験を認めない。

以下の情報は、令和8年度法学研究科法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）学生募集要項に基づいて、総合生存学館志願者向けに作成した事項である。

1. 出願書類（研究科別）

P.9記載の（2）二次出願書類（共通）と併せて、第一次試験で法学研究科の入学試験（学科試験）を利用する受験者は以下の研究科別の出願書類を提出すること。

研究計画書	「研究テーマとその説明」として、2,000字程度で記入すること。 様式については、総合生存学館ウェブサイトからダウンロードすること。
-------	---

二次出願書類（共通及び研究科別）の郵送

受付期間：2025年7月16日（水）～2025年7月23日（水）午後5時（必着）

提出先：〒606-8306 京都市左京区吉田中阿達町1

京都大学大学院総合生存学館教務掛

TEL (075)762-2002, 2010

注）郵送は、書留速達便・レターパックプラス等の追跡可能な手段によるものとし、封筒の表に

「総合生存学館一貫制博士課程募集（2026年4月期）出願書類在中」と朱書（レターパックプラスの場合は「品名」に記載）のうえ、上記提出先へ送付すること。なお、提出された出願書類に不備があれば、総合生存学館教務掛から問い合わせることがある。

2. 第一次試験選抜方法

学科試験

① 筆答試験

A. 下記※（a）の外国語科目の中から1科目

B. 法学研究科の修士課程に相当する期間（通常2年間）に研究を志望する科目（下記※（b）専門科目を参照）1科目（専門科目①）

C. 下記※（b）専門科目の中から、上記B. で選択したものを除く1科目（専門科目②）

◎ 総合生存学館は、入学予定者が法学研究科の修士課程に相当する期間について、願書に記された「研究を志望する科目」及び「受入承諾書」をもとに、法学研究科教員への研究指導を委託する。

「研究を志望する科目」は、法学研究科の修士課程に相当する期間を通じて原則として変更することとはできない。

※試験科目

(a) 外国語科目	英語 ドイツ語 フランス語	
(b) 専門科目	基礎法学分野	日本法史 西洋法史 ローマ法 東洋法史 法哲学 法社会学 フランス法
	公法分野	憲法 行政法 租税法 国際法
	民刑事法分野	民法 商法 知的財産法 労働法 社会保障法 民事手続法（試験範囲は民事訴訟法に限る。） 国際私法 国際取引法 刑法 刑事手続法 刑事学
	政治学分野	政治学 政治思想史 政治史 日本政治外交史 国際政治学 国際政治経済分析 比較政治学 アメリカ政治 政治過程論 行政学 公共政策

② 口述試験

A. 口述試験の対象者については、総合生存学館教務掛から受験者に郵送で通知する。

B. 口述試験は、受験者の法学又は政治学の学力・素養について、提出された研究計画書等を資料として試問を行う方法により実施する。

3. 試験日時と場所

学科試験

① 筆答試験 2025 年 9 月 2 日（火）に行う。（※試験時間割参照）

なお、試験開始は午前 9 時 30 分、1 科目につき試験時間は 2 時間とする。

② 口述試験 2025 年 10 月 9 日（木）、10 日（金）又は 11 日（土）に実施する。

いずれの実施日に行うかを含めて、詳細な実施日時は受験者に通知する。

※試験時間割（試験当日は、9:10 までに受験票送付時に通知する試験室に集合すること）

実施日	科目	時間	備考
2025 年 9 月 2 日（火）	外国語科目	9：30-11:30	専門科目は、1 科目につき試験時間は 2 時間とする。 試験開始 2 時間後、専門科目①の答案を回収し、引き続き、専門科目②を実施する。 <u>※14：30－14：40 は、トイレ等による一時退室も認めないので注意すること。</u>
	専門科目①	12:30-14:30	
	(専門科目①の答案回収 14:30-14:40)		
	専門科目②	14:40-16:40	
2025 年 9 月 3 日(水)	予備日		

※試験場所

京都大学大学院法学研究科（京都市左京区吉田本町）

※暴風警報の発令等により試験実施が困難な場合に、予備日を利用して試験の実施日程を繰り下げることがある。試験日を変更する場合は、総合生存学館教務掛から願書記載のメールアドレスに連絡するので、受験者は必ず確認すること。

注意事項

- ① 筆答試験で使用を許すものは、筆記具（黒色の万年筆又はボールペン。ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないもの）、時計（計時機能だけのもの）に限る。腕時計は着用せず、机上に置いて使用すること。携帯電話等の電子機器は時計として利用することができない。
- ② 携帯電話等の電子機器は、試験室に入る前に必ず電源を切ってカバンに入れておくこと。身につけている場合、不正行為とみなされることがある。
- ③ 口述試験当日は、研究計画書の控えを持参すること。
- ④ 試験場へ入場する際は、必ず受験票を係員に呈示すること。